

(参考)大津市議会基本条例第6条に規定されている 事項に係る取組の充実等の検討について

条 文

(災害時の議会对応)

第6条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、大津市議会業務継続計画(議会が災害時においても議会としての権能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。)で定める。



取 組 の 充 実 等 の 提 案

年4回、情報のやりとり、連絡・確認などの訓練のために、机上訓練・端末のみの訓練
ふくめておこなってはどうか

くわえて、タブレット以外の端末とのやりとりの検討が必要【市民ネット21】

提案に対する各会派からの御意見 ※10.3(木)議運にて提示

- 災害時に備え、通信機器によるやり取りの訓練をしておくことは必要。ただし、実施頻度については要検討(新)
- 回数は別として、複数回、様々な状況下で実施したら良い(公)
- 技術や機器の進展が早いので、様々な対応が求められるため、議会内でもタイムリーな情報共有が必要(共)